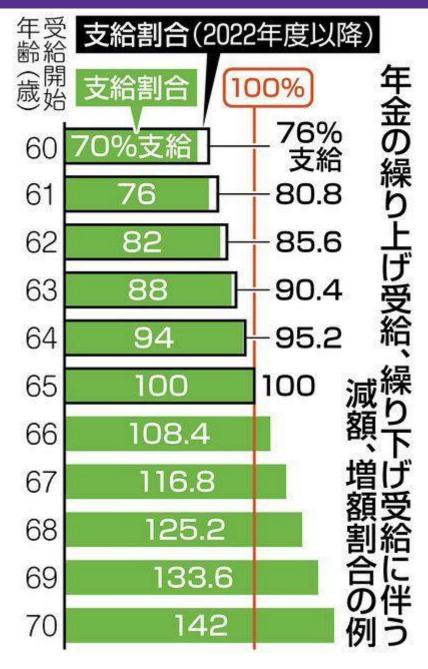
年金開始 何歳が「お得」? 損益分岐点 検討の参考に

2020年11月5日07時43分



老後の収入の柱である年金。原則六十五歳から支給が始まるが、自己資金のたまり具合によっては、受け取り開始を早める「繰り上げ受給」か、遅らせる「繰り下げ受給」を選ぶこともできる。二〇二二年度に予定される年金制度の改正を踏まえつつ、ファイナンシャルプランナーで終活アドバイザーの山田静江さん(59)に受け取り方のポイントを聞いた。 (砂本紅年)

年金をいつから受け取るか。今は六十~七十歳の間から一カ月単位で指定できる。ただ、選んだ時期によって、もらえる年金額が増減するため、慎重に考えることが大切だ。

受給開始時期を六十五歳より前に繰り上げると、年金額は一カ月早めるごとに0・5%減る。六十歳から受け取る場合、六十五歳から受給したときと比べて、毎月の年金額は30%(0・5%×六十カ月)少ない計算だ。今回の制度改正後は減額率が0・4%に下がり、24%減(0・4%×六十カ月)となる。

一方、六十五歳より後ろ倒しに繰り下げると、年金額は一カ月遅らせるごとに0・7%増える。七十歳から受け取り始める場合、年金額は六十五歳に開始するより42%増加。改正後は七十五歳まで遅らせられるようになり、七十五歳からの受給額は84%増となる。

「繰り上げか、繰り下げを一度選ぶと、その減額率や増額率が一生続く」と 山田さん。受給開始後の変更はできないので注意したい。繰り上げ受給は国民 年金と厚生年金を同時に始めないといけないが、繰り下げ受給は別々に始めら れる違いもある。厚生労働省によると、一八年度の年金受給者のうち、国民年 金を繰り上げ受給している人は12・9%、繰り下げは1・3%となってい る。

何歳までもらえば得するか。受給総額の「損益分岐点」も気になるところだ。税などを考慮しない単純計算では、受け取り開始を六十歳に繰り上げた場合、六十五歳からの受給総額に追い越されるのは七十六歳の時。改正後は八十歳の時に延びる。一方、七十歳に繰り下げた場合は、八十一歳の時で六十五歳からの総額を上回る。七十五歳からにすると八十六歳の時だ。

日本人の平均寿命は昨年、女性が八七・四五歳、男性が八一・四一歳となり、いずれも過去最高を更新した。長生きに向け、年金の受け取り開始を一年遅らせて8・4%増額して備えるのもいい。年金は最大五年分をさかのぼって一括請求することもできる。例えば、繰り下げ受給開始前の六十七歳の時に体調不安があれば、繰り下げによる増額は諦めて、六十五歳からもらうはずだった二年分の年金を受け取ればいい。

「夫婦単位で考えることも大切」と、山田さんは指摘する。例えば、専業主婦の妻が、繰り下げ受給を考えていた会社員の夫に先立たれたケース。妻は、夫の老齢厚生年金の75%を遺族厚生年金として受け取れるが、繰り下げによる増額は遺族年金には適用されない。「夫より年金額が少なく、長生きしそうなら、妻が繰り下げ受給をして自分の老齢基礎年金を増やした方がいい」とアドバイスする。

◆受給のポイント

- ・繰り上げ受給の減額率は0.5%、繰り下げの増額率は0.7%
- ・2022年度から、繰り上げの減額率が0.4%に下がる
- ・平均寿命や自分の健康状態を考慮し、慎重に検討する
- ・夫婦単位でも考えてみる

※山田静江さんへの取材による